

1. 件名：日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの使用施設等の使用前確認に関する行政相談

2. 日時：令和4年4月19日 15時00分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

宮本原子力規制制度研究官、早川上席原子力専門検査官、

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

廃止措置・技術開発部長他12名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって変更許可した人形峠環境技術センター濃縮工学施設（使用施設）に係る使用前検査及び使用前確認申請の進め方について、資料に基づき行政相談を受けた。相談内容は、以下のとおり。

- ・当該変更許可は、濃縮工学施設の「使用を終了する設備の解体・撤去」、「使用を終了する使用設備等の維持管理設備への変更」、「解体・撤去物の保管場所の変更」等（以下「解体・撤去等」という。）に係るものである。
- ・解体・撤去等には、複数年を要する見込みであり、それぞれの変更の工事について使用前検査を実施し、当該工事が変更許可によるものであることを確認する計画である。
- ・一方、各変更において、使用施設等の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）への適合性確認を実施する事項はないと考えている。
- ・以上から、上記の観点で使用前検査は実施するものの、使用前確認は不要と考えているが、この整理が正しいか相談したい。

○原子力規制庁から、以下の事項を伝えた。

- ・使用前確認は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項に基づき、基本的には、実施した使用前検査に対し原子

力規制委員会の確認を受けるものである。従って、「変更の工事が変更許可によるものであること」についても適用される。

- ・一方、技術基準規則への適合性確認を実施する事項はないとしているが、変更許可申請書、審査書等によれば、少なくとも「閉じ込めの機能（技術基準規則第11条）」への適合確認を要する変更が存在すると考えており、変更許可申請書等を再度確認の上、技術基準規則の他条項への適合も含め、適合を示すべき事項を整理すること。
- ・以上を整理したうえで、複数年を要する解体・撤去等における使用前確認の申請について、改めて相談すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：運転を停止し維持管理する設備の解体撤去等に係る使用前検査及び使用前確認について

以上